



下郷町男女共同参画プラン



※ 戸赤の山桜



平成 23 年 3 月

福島県 下郷町

はじめに

私たちを取り巻く社会は、国際化、高度情報化、過疎化・少子化が進み、家族形態やライフスタイルの多様化など、急速に変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、これまで男女共同参画社会を実現するための法律や制度の整備が着々と進められてきました。

そこで、本町においても、もっと多くの皆様に男女共同参画社会づくりの大切さや意義を理解していただくとともに、家庭や職場、地域を含め町全体で男女共同参画社会の実現に向けた活動を着実に実践していくため、このたび「下郷町男女共同参画プラン」を策定いたしました。このプランは、本町が目指している「未来につなぐまちづくり」の実現に向け、「男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野でともに参画し、責任を担うまち」を基本理念に10ヶ年を計画期間として取組むものです。

ここに住むすべてのひとが、性別などにかかわらず、人として尊重され、“自分らしさ”を十分に発揮することができる真に心豊かな社会を築くためには、行政だけではなく町民の皆様と一体となった取り組みが必要です。そのためにも、本プランに基づき、皆様とパートナーシップの精神で各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、町民の皆様の本プランに対する深いご理解とご協力をお願いいたしますとともに、計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた「下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会」及び「下郷町男女共同参画社会推進協議会」の委員各位をはじめ、議会、そしてご協力いただきました関係機関の方々、町民の皆様に対し心からお礼申し上げます。

平成23年 3月

下郷町長 湯田 雄二

目 次

第1章	計画の策定にあたって	4
第1節	本計画の策定について	5
1	計画策定の趣旨	5
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	5
4	計画の構成	6
5	これまでの動き（国内外及び県・本町）	7
第2節	本計画策定に向けての諸課題	8
1	過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化への対応	8
2	社会通念や慣習など地域性を有する課題への対応	8
第3節	本計画における町の基本姿勢	10
1	みんなが主役のまちづくり	10
2	協働によるまちづくり	10
第2章	基本構想	11
第1節	基本理念と基本目標	12
1	基本理念	12
2	基本目標	12
第2節	推進体制	13
1	人と町とがつながる体制づくり	13
	（1）推進体制Ⅰ	13

(2) 推進体制Ⅱ	13
(3) 職場・学校・地域・家庭、行政との協働推進体制	14
第3章 計画の内容	15
第1節 計画の体系	16
第2節 計画の内容	17
基本目標Ⅰ みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり	17
課題 男女共同参画の社会づくり	17
(1) 男女共同参画に関する調査と啓発の推進	17
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	18
(3) メディアにおける男女平等の配慮	18
基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり	21
課題 個人が尊重される社会づくり	21
(1) 人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進	21
(2) 男女間の暴力の根絶	22
(3) 生涯にわたる健康づくりの推進	23
基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり	25
課題 協働による活力あるまちづくり	25
(1) 女性の参画促進と人材育成	25
(2) 仕事と生活の調和の推進	26
(3) 地域コミュニティの再生と創造の推進	27
※【男女共同参画推進出前講座】出席者の主な意見・感想等	29
※ 男女共同参画に関する用語集	32

第1章

計画の策定にあたって

第1節 本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、国の21世紀の最重要課題として位置づけられており、社会のあらゆる分野で男女共同参画への取り組みがなされています。

しかしながら、男女共同参画に関する町民意識調査などからもわかるように、目標とする姿からはまだ遠いものがあり、これから更なる取り組みが必要となっています。

また、国際化、高度情報化、過疎化・少子高齢化等により、地域コミュニティの活力の低下をはじめ、人と人とのつながりや助け合いの精神が失われつつあるなど、新たな社会問題も発生しています。

そのため、男女が共に支え合い協力し合う、男女共同参画社会の実現が急務であり、本計画の策定は、ここに住む誰もがあらゆる分野で多様性を十分発揮し、共に責任を担う社会を構築するための第一歩と位置づけています。

2 計画の位置付け

本計画は、本町が目指している「未来につなぐまちづくり」の実現に向け、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、本町の実情を踏まえて策定します。

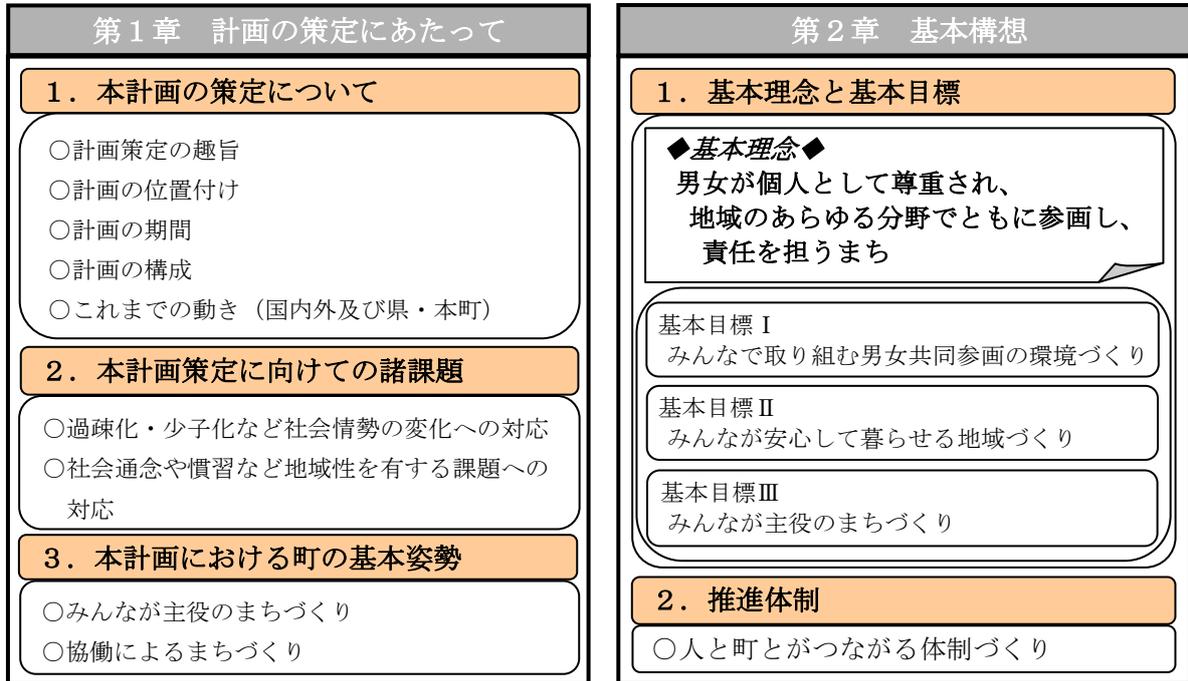
なお、各種施策の推進に当たっては、行政機関だけでなく、職場・学校・地域・家庭及び町民の積極的な参加と協力を得ながら進めます。

3 計画の期間

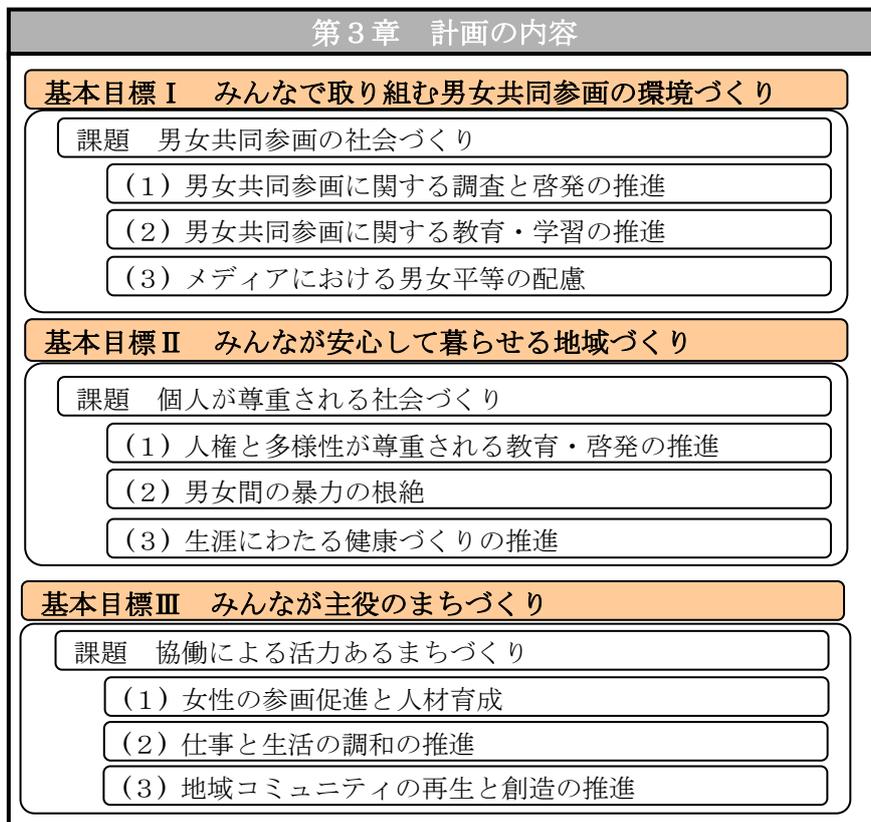
本計画の期間は、2010年度（平成22年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により修正等が必要な場合は、随時、計画の見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は次のとおり構成しています。



計画の策定・
基本構想を
踏まえて推進



5 これまでの動き（国内外及び県・本町）

年 度	国際的な動き	国の動き	福島県の動き	本町の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 メキシコ女性会議	「婦人問題企画促進本部」設置		
1976年 (昭和51年)	「国際婦人の10年」始まる			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	国連「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	国際婦人の10年中間世界会議 (コペンハーゲン)			
1985年 (昭和60年)	第3回世界会議（ナイロビ）	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布		
1993年 (平成5年)	国連「女性に対する暴力の撤廃に関する提言」採択	中学校で技術・家庭科の男女共修開始		
1994年 (平成6年)		高校で家庭科の男女共修開始		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議（北京）			
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		「介護保険法」公布		
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行	ふくしま男女共同参画プラン策定	
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行		下郷町男女共同参画社会推進協議会設立
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」施行		男女共同参画社会推進講座（集落座談会）8集落
2004年 (平成16年)				男女共同参画社会推進講座（集落座談会）10集落
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」（第2次）策定	ふくしま男女共同参画プラン改訂	福島県男女共生のつどいin南会津（下郷町で開催） 男女共同参画社会推進講座（集落座談会）7集落
2006年 (平成18年)				男女共同参画社会推進講座（集落座談会）10集落
2007年 (平成19年)		「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向（報告）		男女共同参画社会推進講座（集落座談会）6集落
2008年 (平成20年)				男女共同参画社会推進講座（集落座談会）4集落
2009年 (平成21年)			ふくしま男女共同参画プラン改訂	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）2集落
2010年 (平成22年)				「男女共同参画プラン策定検討委員会」設置

第2節 本計画策定に向けての諸課題

1 過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化への対応

本町においても、国の総人口の減少とあいまって人口の減少が続いています。特に中山間地域に位置する本町では、年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口の減少に歯止めがかからず、高齢人口が増加している状況にあります。

さらに、近年急速に進展しているグローバル化や高度情報化の波を受け、私たちを取り巻く生活様式や価値観などは大きく変化してきており、人と人とのつながりの希薄化などに起因した地域コミュニティの活力の低下など、新たな問題も生じつつあります。

本計画では、それら社会情勢の変化に対応するため、ここで暮らす人の社会参画促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り共に支える地域づくりを進めます。

2 社会通念や慣習など地域性を有する課題への対応

男女共同参画社会づくりの推進に関しては、国・県を中心として、これまで様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、本町が実施した町民意識調査からは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定化する考え方が依然として残っており、社会のあらゆる場面で男性の方が優遇されていると感じている方の割合が大変高いことがわかりました。

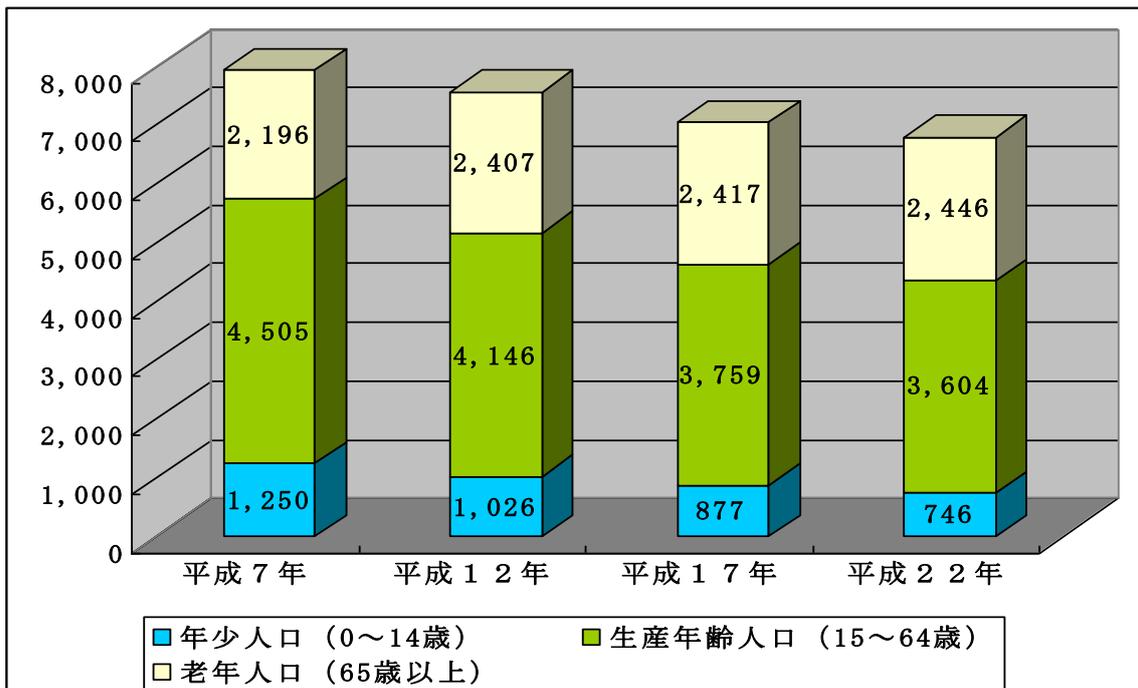
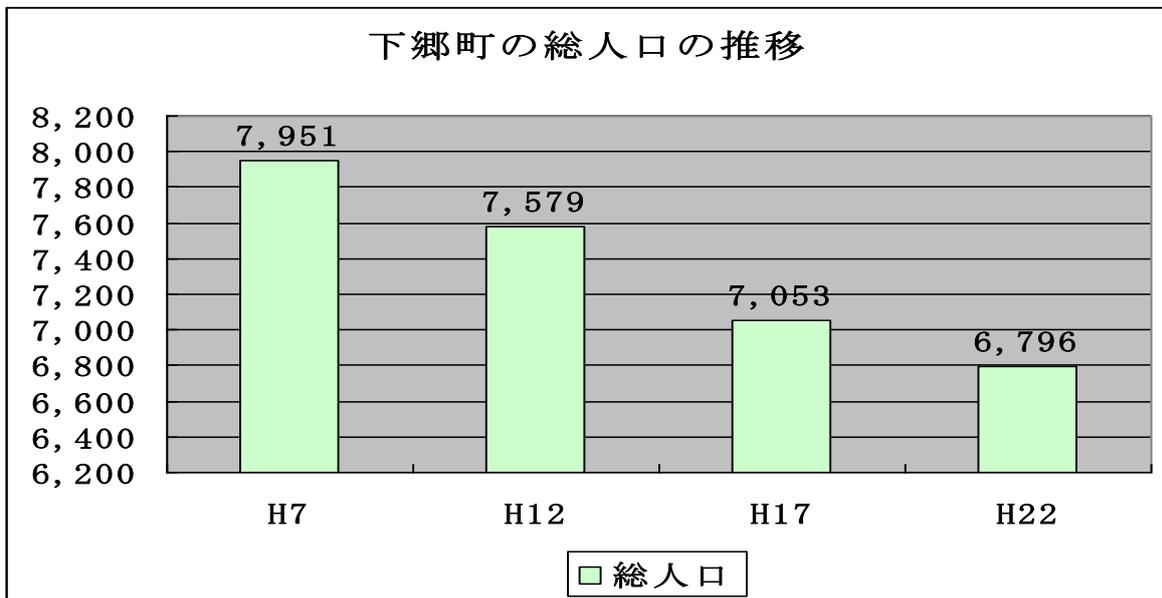
社会通念や慣習などは、これまで長い歴史の中で作られてきたものです。それは地域の文化（地域性）として形成されてきた部分もありますが、今後、ここで暮らす男女が個性を発揮し、豊かな生活を送るためには、このように性別で役割を決めつける考え方や男女間の固定概念などについて見直しをしていく必要があります。

本計画では、このような社会通念や慣習などを検証するために各種啓発事業等に取り組み、男女共同参画社会の形成に向けた基盤づくりを進めます。

(参考1) 下郷町の総人口及び階層別人口の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	7,951	7,579	7,053	6,796
年少人口(0~14歳)	1,250	1,026	877	746
生産年齢人口(15~64歳)	4,505	4,146	3,759	3,604
老年人口(65歳以上)	2,196	2,407	2,417	2,446



第3節 本計画における町の基本姿勢

1 みんなが主役のまちづくり

本計画の基本理念である「男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野でともに参画し、責任を担うまち」を実現するためには、ここで暮らす人が地域づくりの場に参画できる仕組みづくりを行い、町民ひとりひとりのより良いアイデアが引き出されなければなりません。

町では、そのような町民の構想・企画・アイデアを実現するための支援を明確にするとともに、地域のリーダーとなる人材の発掘と育成等を行い、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

2 協働によるまちづくり

すべてのひとが、性別にかかわらず、人として尊重され、“自分らしさ”を十分に発揮しながら心豊かな社会を築くには、行政だけではなく、職場・学校・地域・家庭、そして町民が一体となった取り組みが必要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、町民が共に手を取り合い、パートナーシップの精神で取り組むとともに、事業を進めるために必要な情報の共有化を図り、「協働によるまちづくり」を進めます。

第2章

基 本 構 想

第1節 基本理念と基本目標

1 基本理念

男女が個人として尊重され、
地域のあらゆる分野で
ともに参画し、
責任を担うまち

2 基本目標

基本目標Ⅰ みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり

社会制度・慣習の見直しや男女共同参画社会の啓発に取り組むことで、「みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり」を進めます。

基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり

すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで、「みんなが安心して暮らせる地域づくり」を進めます。

基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり

女性の参画促進や各種団体の育成、ネットワークづくりなどを行うとともに、そのために必要な環境整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などを促進し、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

第2節 推進体制

本計画では、職場・学校・地域・家庭、そして町民が一体となった取組を進めるため、次の推進体制により各種施策に取り組みます。

1 人と町とがつながる体制づくり

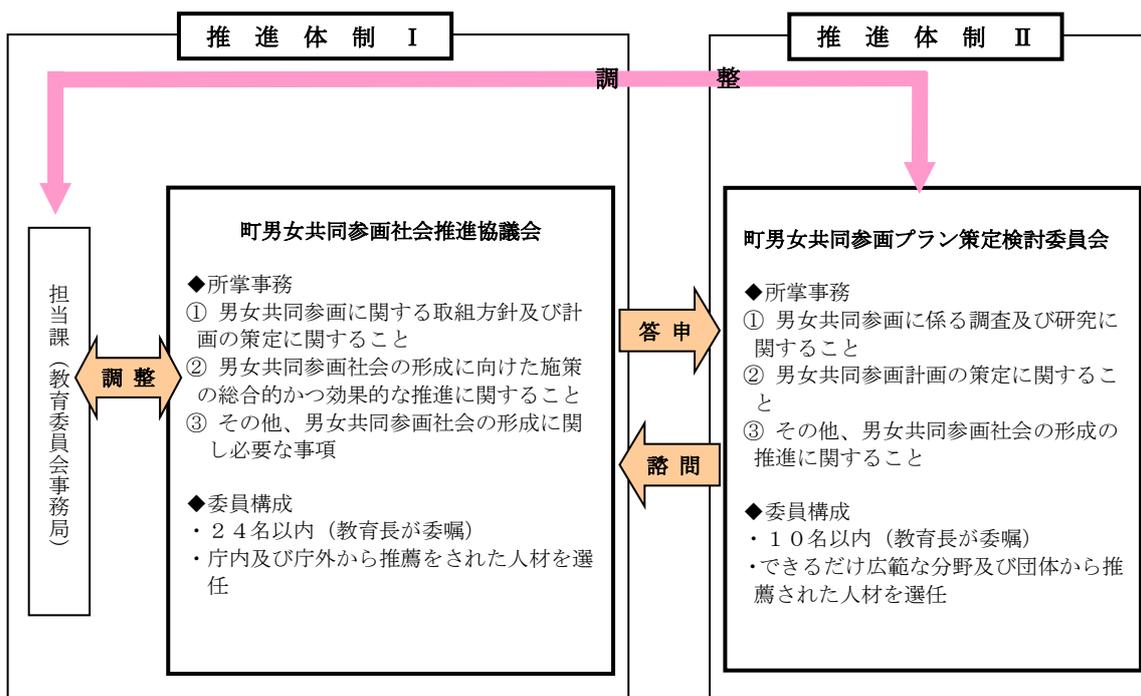
(1) 推進体制Ⅰ

男女共同参画は行政各分野に横断的に関連して実施されるべき施策であります。また、各専門分野における男女共同参画に関する課題等について把握・分析する必要があるため、庁内及び庁外各種団体から推薦された委員による「下郷町男女共同参画社会推進協議会」を設置しています。

(2) 推進体制Ⅱ

町民から幅広い意見を取りまとめ検討していく、民間組織の「下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会」を設置しています。

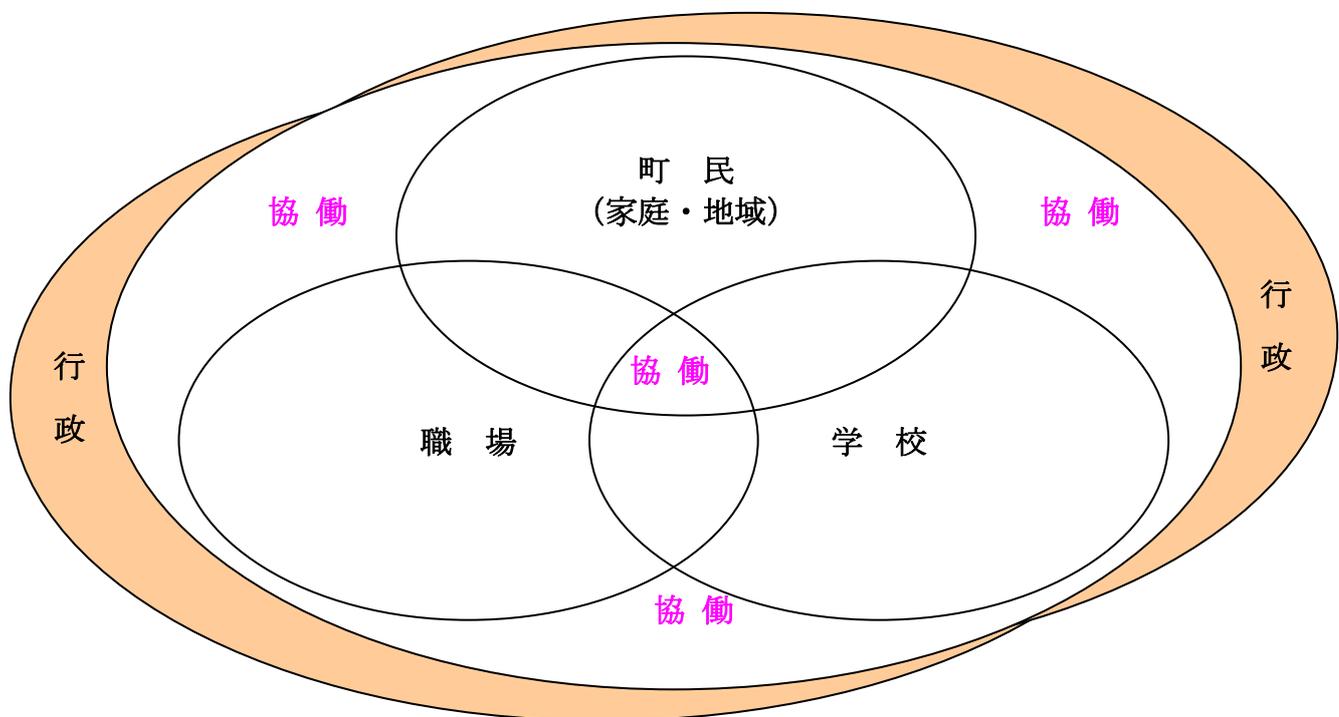
<推進体制Ⅰと推進体制Ⅱの連携イメージ>



(3) 職場・学校・地域・家庭、行政との協働推進体制

男女共同参画を町全体で一体的に推進するため、職場・学校・地域・家庭及び行政との連携を図り、情報を共有しながら協働して各種施策に取り組みます。

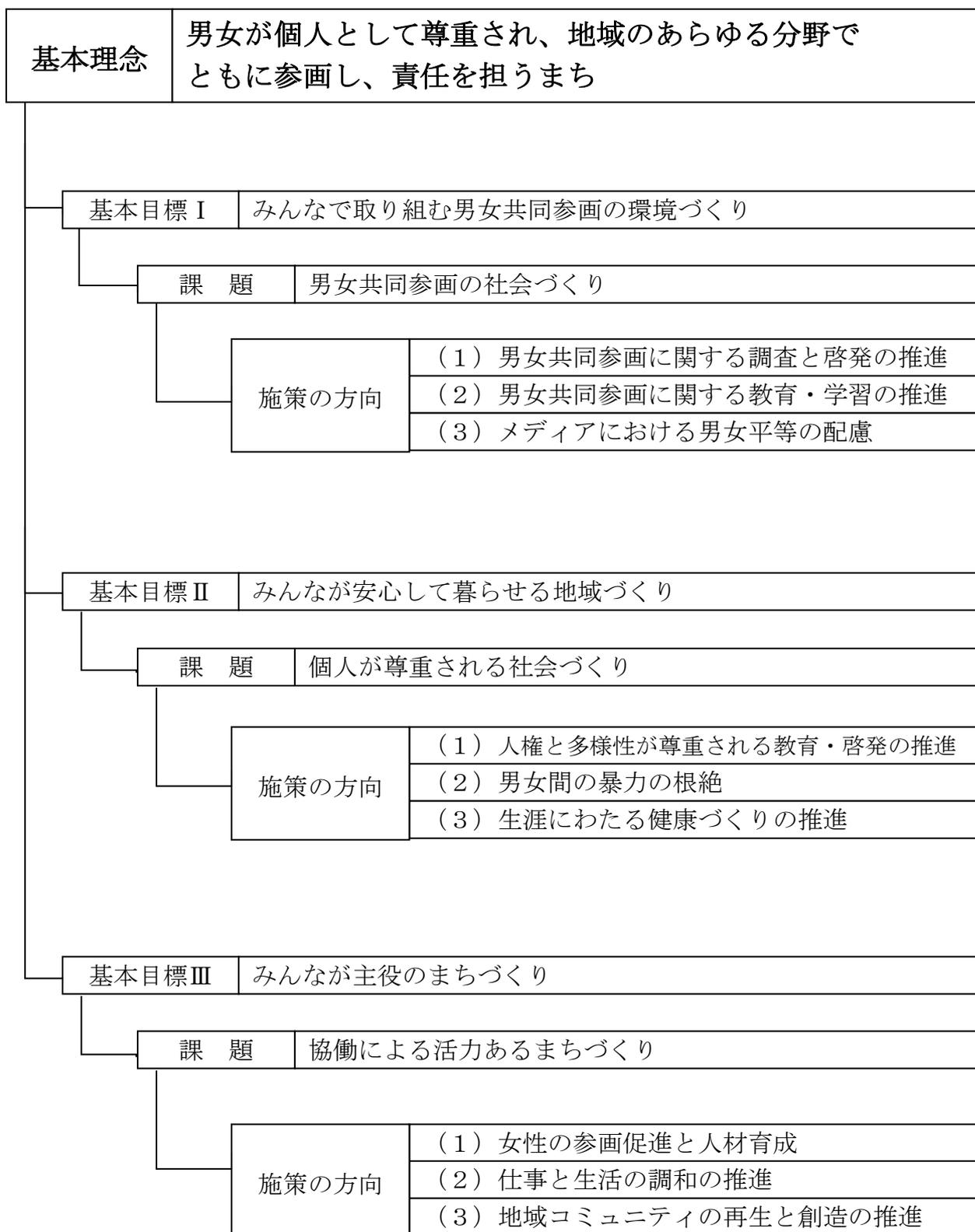
<協働推進体制イメージ>



第3章

計 画 の 内 容

第1節 計画の体系



第2節 計画の内容

基本目標 I みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり

社会制度・慣習の見直しや男女共同参画意識の啓発に取り組むことで、「みんなで行く男女共同参画の環境づくり」を進めます。

○課題 男女共同参画の社会づくり

町に住むすべての人が自分らしく生き生きとした生活を送るためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定化する考え方や、地域における男女間格差などについて見直しをしていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する調査と啓発の推進

項目	内容	担当課
①地域における社会通念・慣習の見直し	<ul style="list-style-type: none">●家庭や地域における実態を把握するための調査を行い、対策について検討を行います。●地区の会合や行事などの機会をとらえて、見直しに必要な啓発活動を行います。	総務課
②男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">●町ホームページや広報誌などあらゆる広報媒体を活用して男女共同参画意識の啓発に努めます。●地域における男女共同参画意識の啓発を目的とした取り組みに対する支援を促進します。	総務課 事業課 教育委員会

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

項目	内容	担当課
①家庭における教育・学習の推進	●家庭における男女共同参画や家庭のあり方などをテーマとした教育・学習の促進を図ります。	教育委員会 公民館 生活課
②学校における教育・学習の推進	●性別にとらわれず、お互いを認め合い、個性を尊重する教育を推進します。 ●男女平等の視点に立った進路指導や生活指導を推進します。	教育委員会 公民館 生活課
③職場における教育・学習の推進	●職場における男女の均等を確保するため、企業向けの啓発資料作成や指導者向けの研修機会の提供に努めます。	総務課 事業課 教育委員会

(3) メディアにおける男女平等の配慮

項目	内容	担当課
①情報発信(メディア)についての実態の把握と配慮	●社会的性差の押し付けをなくす(ジェンダーフリー)よう配慮し、広報、刊行物等の作成に努めます。 ●情報を主体的に読み解き発言する能力(メディア・リテラシー)の啓発に努めます。	総務課 教育委員会

<参 考>

◆ 「男は仕事、女は家庭」といった考え方について ◆

	回答数	構成比 (%)
賛成である	4	4.0
どちらかといえば賛成	27	26.7
どちらかといえば反対	17	16.8
反対	16	15.8
どちらとも言えない	35	34.7
無回答	2	2.0
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

◆ 町全体での男女の地位の平等感 ◆

	回答数	構成比 (%)
男性優遇	17	16.8
やや男性優遇	55	54.5
男女平等	19	18.8
やや女性優遇	4	4.0
女性優遇	1	1.0
無回答	5	5.0
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

<参 考> ◆ 様々な場での男女の地位の平等感 ◆

○家庭生活では

	回答数	構成比 (%)
男性優遇	22	21.8
やや男性優遇	32	31.7
男女平等	39	38.6
やや女性優遇	4	4.0
女性優遇	1	1.0
無回答	3	3.0
計	101	100.0

○学校教育の場では

	回答数	構成比 (%)
男性優遇	22	21.8
やや男性優遇	32	31.7
男女平等	39	38.6
やや女性優遇	4	4.0
女性優遇	1	1.0
無回答	3	3.0
計	101	100.0

○社会通念・慣習・しきたりの場では

	回答数	構成比 (%)
男性優遇	38	37.6
やや男性優遇	39	38.6
男女平等	14	13.9
やや女性優遇	4	4.0
女性優遇	0	0.0
無回答	6	5.9
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

基本目標Ⅱ みんなが安心して暮らせる地域づくり

すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで、「みんなが安心して暮らせる地域づくり」を進めます。

○課題 個人が尊重される社会づくり

すべての人が生き生きと自分らしい生き方を選択できる社会づくりを進めるためには、ここに住むすべての人が尊重され、自分らしさを十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

(1) 人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進

項目	内容	担当課
①人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">●男女平等をはじめとする人権についての理解を深めるための講演会・セミナー等の開催に努めます。●人権について誰もが理解できるような資料等を作成・活用した広報・啓発を行います。●子どもから大人まで、すべての人に対して、人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進を図ります。	生活課 教育委員会
②人権を守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none">●暴力や虐待「DV（ドメスティックバイオレンス）、児童・高齢者・障害者虐待、ネグレクト等」による、重大な人権侵害を未然に防止するための地域ネットワークづくりに努めます。	総務課 教育委員会 生活課
③セクハラ等防止対策	<ul style="list-style-type: none">●セクハラ（セクシャル・ハラスメント）、パワーハラ（パワー・ハラスメント）、いじめの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場面での啓発活動に努めます。	事業課 教育委員会
④みんなにやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none">●公共施設の整備や施策など、ユニバーサルデザインの視点に立った事業の推進を図ります。	全 課

⑤国際的協調	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりのために、世界の人々と共生できる社会を目指します。 ●外国人が地域の一員として参画できる生活環境づくりに努めます。 	全 課
--------	--	-----

(2) 男女間の暴力の根絶

項 目	内 容	担当課
①男女間の暴力を根絶するための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●男性も女性も被害者・加害者にならないために、互いの人権尊重や、暴力を許さない意識を家庭・地域・学校・職場等で醸成するための啓発活動に努めます。 ●被害者の相談に適切に応じるため、関係職員の研修等を充実し、資質の向上を図ります。 ●DV 防止法に基づき、南会津保健福祉事務所等関係機関と連携し、被害者への適切かつ迅速な対応に努めます。 ●性犯罪、売買春、ストーカー行為、デートDV等、男女間の暴力の根絶に向け、関係機関との連携に努めます。 	生活課 教育委員会

(3) 生涯にわたる健康づくりの推進

項目	内容	担当課
①総合的な健康福祉施策の充実	●健康に関する意識の高揚を図るため、啓発活動や健康教室、健康相談、各種健康診断、検診の実施と内容の充実を図ります。	生活課
②H I V（エイズ）、性感染症対策	●H I V（エイズ）、性感染症に関する情報提供と感染を予防するための啓発活動を推進します。	生活課 教育委員会
③男女の性と健康についての啓発	●学校との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供を図ります。 ●リプロダクティブ・ヘルツ／ライツに関する正しい理解の普及と意識の定着に努めます。	生活課 教育委員会
④性別に特有な病気の予防・啓発	●前立腺がん、乳がんや子宮がん等、性別に特有な病気や健康に関する情報提供と啓発活動を推進します。	生活課
⑤健康なこころの維持	●うつ病等の予防など、こころの病気についての情報提供や意識啓発を図り、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	生活課

<参 考>

◆ DV(ドメスティック・バイオレンス)についての経験や認識 ◆

	回答数	構成比 (%)
自分が受けた	1	1.0
身近で見聞きした	11	10.9
マスコミ等で聞いた	60	59.4
知らない	25	24.8
無回答	4	4.0
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

基本目標Ⅲ みんなが主役のまちづくり

女性の参画促進や各種団体の育成、ネットワークづくりなどを行うとともに、そのために必要な環境整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などを促進し、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

○課題 協働による活力あるまちづくり

年齢や性別などに関わりなく誰もがその能力を十分に発揮できるまちづくりを実現するためには、すべての町民が地域づくりや町づくりに積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、町民、企業、行政がそれぞれ連携して各種施策に取り組む必要があります。また、本来、地域が持つ助け合いの精神や教育、子育て、防犯などの互助機能を再生・創造し、共に支え合い活躍できる地域づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

（１）女性の参画促進と人材育成

項目	内容	担当課
①政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none">●審議会等における女性委員の登用率について、平成32年度までに20%を目標に取り組みます。●男女共同参画の趣旨の普及を図り、地域の諸団体等における女性の役員登用を促進します。●意思決定の過程において、女性の参画を促進し、協働によるまちづくりを推進します。	全課

②女性の人材育成と能力開発及びエンパワーメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の生きがいがいづくりにつながる講座や能力を伸ばすための学習・研修の機会の充実を図ります。 ●子どもを持つ女性が参加しやすいように、町主催の講演会や講座等では託児所の確保等に努めます。 ●さまざまな分野において、参画できる女性リーダーや女性グループの育成を図るための研修会の開催など積極的な支援に努めます。 	全 課
----------------------------	---	-----

(2) 仕事と生活の調和の推進

項 目	内 容	担当課
①雇用の場における男女平等の推進	●町内企業に対して男女平等に基づく雇用環境整備に関する情報提供を行います。	総務課 事業課
②女性の再就職等の支援	●女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ機会の充実を図ります。	全 課
③ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やセミナーを開催するとともに、広報誌等での啓発を行います。 ●自営業における家族経営協定を推進します。 	総務課 事業課 教育委員会
④子育て支援の充実	●通常保育に加え、一時保育、児童クラブ、放課後子ども教室など子育て支援の充実を図ります。	生活課 教育委員会
⑤家事・育児・介護への男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の家事・育児・介護を促進するためのセミナー等を開催するとともに、相談体制整備や当事者間のネットワークづくりの充実を図ります。 ●企業や就業者への育児・介護休暇制度の促進に努めます。 	事業課 生活課 教育委員会

(3) 地域コミュニティの再生と創造の推進

項目	内容	担当課
①地域コミュニティの活性化支援	●自治会や地区公民館など地域を基盤に活動している団体の支援を行うとともに、地域ネットワークづくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を図ります。	全 課
②地域力の再生支援	●本来、地域コミュニティが持つ教育、子育て、防犯などの互助機能や地域おこしの力を再生するため、地域の自発的な取り組みを推進します。	全 課
③伝統文化（行事）の保存・継承	●地域における「伝統文化（行事）」の保存・継承を推進し、共に思いやり助け合う地域づくりにつなげます。	全 課
④活躍の場づくり	●特に女性や高齢者が主役となり活動できる場づくりの支援に努めます。	全 課

<参 考>

◆ 女性の参画について ◆

○政策決定の場へ女性が参画することについてどう思うか

	回答数	構成比 (%)
賛成	63	62.4
反対	6	5.9
どちらでもよい	30	29.7
無回答	2	2.0
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

○女性が職業を持つことについて

	回答数	構成比 (%)
職業を持たない方が良い	1	1.0
結婚するまでは職業を持つ方が良い	0	0.0
子どもができるまでは職業を持つ方が良い	2	2.0
子どもの成長後再び職業を持つほうが良い	40	39.6
職業は一生持ち続けるのが良い	43	42.6
わからない	10	9.9
無回答	5	5.0
計	101	100.0

(資料) 下郷町男女共同参画に関する町民意識調査報告書 (平成21年3月) より

【男女共同参画推進出前講座】出席者の主な意見・感想等

① 地 域

- 年齢が古いからもう遅い。
- 役場職員や議員を含め各種委員等に女性の進出が少ない。各集落等についても同じ。
- 各種委員等に女子の割合が3分の1は欲しい。町会議員にも女性が立候補すればよい。
- どうしても女性には遠慮がある。若い人は男女共生という考えが当たり前になってきているが、高齢者にとっては今更という考えもある。
- 女性の方がもっと力をつけるべき。意識の改革が必要。
- 地域では互助の精神で男女共同参画は進んでいると思う。
- 女性が区長になってもおかしくないと思うし、逆に頼もしいと思う。
- 有能な人がいたら、区長職は女性でも良い。区長や農業委員になってみようかという人がいたら素晴らしい。
- 「男のくせに」「女のくせに」という言葉が聞こえなくなった。大変な進歩だと思う。
- 女性が社会に進出するためには、女性もそれなりの勉強、意識の高揚、前向きな勇気が大事。
- 女の人の元気のある地域は、発想が変わり活気が出る。女性の力は大きい。女性の意見は説得力がある。
- 農村こそ、男女共同参画が大事。生活をお互いに楽しみながら支えあいながら仕事をするのが大切。人という文字には支えあるという意味もある。皆で助け合おうという気持ちが一番大事。
- 下郷町でも、女性が町会議員に立候補すれば、トップ当選できるのではないか。
- 本集落では、出役出不足等の男女の賃金格差を撤廃した。
- まず社会全体で男女共同参画の機運を高めていかなければならない。だからこのような座談会活動も必要。
- 男女共同という観点からは行政区が一番遅れている。
- 女性の社会進出には女性の応援が必要。
- 女の人の力も非常に大切でお互いに知恵を出し合っていくことが良い結果に結びつく。

【男女共同参画推進出前講座】出席者の主な意見・感想等

② 家 庭

- 男の人は、家の中にある自分の物ぐらいどこにあるのか覚えてほしい。
- 家族の中に病人や障害者がいると、自然といたわりの心が芽生えてくる。
- 年を取れば取るほど男女共生の大切さを実感する。
- 家族仲良く、夫婦仲良く、お互いを尊重しあうことが基本。
- 夫婦は互いの思いやりが必要。
- 今の若い人は男でもおむつ替えもする。これからの男は何でもできないといけない。意識の改革が必要。
- 意識の改革が問われる。子どもはいつも親を見ている。
- 子育て中の母親に対する支援や配慮、思いやりが大事。
- 夫婦のあり方はお互いに自分が大切だったら、相手も大切に。話し合いが大切。
- 「核家族化」が問題である。3世代同居であれば、自然と愛情や道德観が育まれる。
- 夫婦2人で生活できるのが一番幸せ。1人の生活になってみるとそれが実感できる。単身生活の経験も必要ではないか。

【男女共同参画推進出前講座】出席者の主な意見・感想等

③ 職 場

- 職場では自分で飲むお茶は自分で入れるようにしている。職務による給料の違いはあるが、男女差別はない。
- 会社でも未だに採用面等で差別があるようだ。
- 共働きはやはり大変。農業の場合は昔から男女共同参画である。そうでなければ成り立たない。
- 育児休業については、法律で認められていても、会社側の対応は冷たい。
- 意思と個人とチャンスと能力があれば女性も活躍できる。男女の差はまだあるが、女性も活躍できる世の中になってきている。
- 男女とも同じ仕事をしなければならないということではなく、差別をされないことが大事。
- 「パートと正社員」「田舎と都会の格差是正」が問題。
- 観光サービス業には女性が欠かせない。村おこしにも積極的に取り組んでほしい。
- 観光の企画こそ男女共同参画。女性の声が必要。女性の力が大きい。女性が本当の力を発揮する時。大いに頑張ってもらいたい。
- 私は施設職員であるが、県内に100程度の施設があり、昔は男性の所長がほとんどだったが、最近では4分の1が女性所長である。今後もどんどん増える傾向にあると思われる。

④ 学 校

- 出席簿の番号等も学校では男女を問わず、生年月日順になっている。
- 男女共学も共同参画の現れであると思う。
- 男女共同参画を推進するには、特に子どもの頃から「学校教育」の場で教えることが大事である。
- 昔、教員をしていたが、約8割が男性だった。退職する頃は5割。今では女性の方が多いと思われ女性の進出がめざましい。
- 女性が前面に出れば、世の中も変わる。女性校長等も好印象。
- 小・中学校の児童・生徒会長に女の子になっているのは普通にある。女性の校長だっていることだし、もう自然の流れになっている。



男女共同参画に関する用語集

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

ジェンダー

男女の生まれながらの生物学的な違いではなく、日常生活における「男らしさ」や「女らしさ」といった文化的、または社会的につくられた男性的、女性的な行動や態度などをジェンダーといいます。

ジェンダーフリーとは、このようなジェンダーからの開放をさし、性別による役割にとらわれない見方等を意味します。

メディア・リテラシー

メディア（新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、インターネットなど）から発信される情報を主体的に読み解く能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指します。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務的立場を利用して、無理難題を強要したり、私生活へ介入するといった、人権侵害にあたるような嫌がらせを繰り返し行うことをいう。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっています。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などいろいろな形で存在します。最近では、女性に対する人権侵害として社会的問題として認識されるようになってきました。

リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ

性と生殖の観点において、人間が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念のこと。

これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」をあわせた概念である。

エンパワーメント

何らかの理由で本来持っている力を十分に発揮できない人々を対象に「力を付ける」過程をさす。そこで付ける力は、自信など自らの能力を発揮できる力をさす。